

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（特別地区内等の行為の許可基準）</p> <p>第三十二条 条例第二十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) から(4)まで（現行のとおり）</p> <p>(5) 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十八号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(4) から(7)まで（現行のとおり）</p> <p>ニ及びホ（現行のとおり）</p> <p>二から十一まで（現行のとおり）</p> <p>第三十三條から第四十七條まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十一条まで（略）</p> <p>（特別地区内等の行為の許可基準）</p> <p>第三十二条 条例第二十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) から(4)まで（略）</p> <p>(5) 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十六号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(4) から(7)まで（略）</p> <p>ニ及びホ（略）</p> <p>二から十一まで（略）</p> <p>第三十三條から第四十七條まで（略）</p>

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イからヌまで (現行のとおり)

ル 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ヲからツまで (現行のとおり)

二から十二まで (現行のとおり)

第四十九条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

別表第五 緑地基準(第五十二条関係)

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一から三まで(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
四 鉱物の採掘、土石の採取又は土砂等による土地の埋立て及び盛土		(現行のとおり)	

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イからヌまで (略)

ル 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ヲからツまで (略)

二から十二まで (略)

第四十九条から第六十九条まで (略)

別表第一から別表第四まで (略)

別表第五 緑地基準(第五十二条関係)

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一から三まで(略)	(略)	(略)	(略)
四 鉱物の採掘、土石の採取又は土砂等による土地の埋立て及び盛土		(略)	

第21号様式（第68条関係）

行為の中止等の命令標識		年 月 日 号
		第 号 東京都知事
東京における自然の保護と回復に関する条例第54条に基づき、行為の中止命令等を下記のとおり命じます。		
記		
1	命令の内容	
2	命令の対象となる者の住所、氏名	
3	命令の対象となる行為	
4	行為者の住所・氏名	
5	行為地（命令の範囲）	
問い合わせ		
<p>告示 この部分に不届出がある場合には、この部分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に若しくは警察署長に若しくは関係官署に若しくは関係機関に申し出て、この部分の訂正の請求を求めようとするときは、この部分の訂正の請求を提出して3月以内の期限中に提出することが必要となります。（なお、この部分の訂正の請求を提出して3月以内の期限中に提出しなかった場合は、この部分の訂正の請求を提出することが必要となります。）</p> <p>2 この部分については、この部分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都知事若しくは関係官署に若しくは関係機関に若しくは関係機関に申し出て、この部分の訂正の請求を提出しようとするときは、この部分の訂正の請求を提出して3月以内に提出することが必要となります。（なお、この部分の訂正の請求を提出して3月以内に提出しなかった場合は、この部分の訂正の請求を提出することが必要となります。）</p> <p>3 この部分については、この部分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に若しくは警察署長に若しくは関係官署に若しくは関係機関に申し出て、この部分の訂正の請求を提出しようとするときは、この部分の訂正の請求を提出して3月以内に提出することが必要となります。（なお、この部分の訂正の請求を提出して3月以内に提出しなかった場合は、この部分の訂正の請求を提出することが必要となります。）</p>		

別記第二十三号様式から別記第二十五号様式まで（現行のとおり）

五 駐 車 場、資 材
置 場 又 は 作 業 場
の 建 設 そ の 他 右
記 以 外 の 行 為
（ 道 路 の 建 設 に
係 る も の を 除
く。）

（現行のと
おり）

（現行の
とおり）

（現行のと
おり）

別記第一号様式から別記第二十一号様式の三まで（現行のとおり）

第22号様式（第68条関係）

行為の中止等の命令標識		年 月 日 号
		第 号 東京都知事
東京における自然の保護と回復に関する条例第54条に基づき、行為の中止命令等を下記のとおり命じます。		
記		
1	命令の内容	
2	命令の対象となる者の住所、氏名	
3	命令の対象となる行為	
4	行為者の住所・氏名	
5	行為地（命令の範囲）	
問い合わせ		
<p>告示 この部分に不届出がある場合は、この部分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に東京都知事に書面をもって訂正を申請しなければならない。（行政不服審査法第6条。）</p>		

別記第二十三号様式から別記第二十五号様式まで（略）

五 駐 車 場、資 材
置 場 又 は 作 業 場
の 建 設 そ の 他 右
記 以 外 の 行 為
（ 道 路
の 建 設 に 係 る も
の を 除 く。）

（略）

（略）

（略）

別記第一号様式から別記第二十一号様式の三まで（略）